

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(五五五・秋田中央保健所).....	1
証紙売りさばき人の指定(五五六・会計管財課).....	1
証紙売りさばきの廃止の届出(五五七・会計管財課).....	1
収用委員会公示送達	
土地収用事件裁決書の公示送達.....	1

告示

結核予防法による医療機関の指定(五五五・秋田中央保健所)..... 1

証紙売りさばき人の指定(五五六・会計管財課)..... 1

証紙売りさばきの廃止の届出(五五七・会計管財課)..... 1

収用委員会公示送達

土地収用事件裁決書の公示送達..... 1

告示

秋田県告示第五百五十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年七月四日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

名称	所在地	指定年月日
ふなこし薬局	秋田県男鹿市船越字本町十番地十八号	平成十八年六月二十三日

秋田県告示第五百五十六号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十八年七月四日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
鹿角市十和田毛馬内字古下夕三十一番地 有限会社マルハチ大里久次郎商店	鹿角市十和田毛馬内字古下夕三十一番地	平成十八年六月二十六日

秋田県告示第五百五十七号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年七月四日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
鹿角市十和田毛馬内字古下夕三十一番地 大里久次郎

収用委員会公示送達

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十八年七月二十五日をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

平成十八年七月四日

秋田県収用委員会会長 豊口 祐一

- 一 事件名
秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線に係る土地収用事件
- 二 送達すべき書類の名称
平成十八年六月二十日付け秋収委 三十七、裁決書
- 三 送達を受けるべき者
住所不明
秋田県秋田市大町五丁目四百八十六番四及び四百八十六番五

正誤

の土地登記簿表題部所有者欄名義人 浅原貞藏 外七十二名

ページ	段	行	誤	正
平成十八年五月九日(第七百七十四号)掲載の秋田県告示第四百四十九号(道路の供用開始)				
(原稿誤り)	二	中 終りから四	二日	九日
"	"	" 一	十五日	二十二日
"	"	"		
"	"	"		

(原稿誤り)

平成十八年五月十六日(第七百七十六号)掲載の秋田県告示第四百六十号(道路の供用開始)は、削除する。

平成十八年六月十三日(第七百八十四号)掲載の秋田県告示第五百十三号(都市計画事業の認可)

(原稿誤り)

一 中 一五 字寺ノ内 一 字寺ノ沢

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)876600
FAX(062)876605
E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄